

JForest

第74号

令和6年5月1日発行

# 森林那須

題字 衆議院議員 築 和 生

那須町森林組合 那須町東岩崎289 TEL 0287-75-0034(代)

発行責任者 三森康雄



## 第39回通常総代会開催

去る令和6年3月28日、那須町森林組合第39回通常総代会がウェディングスペース・ジュビアにおいて総代本人出席58名、代理人出席58名、合計116名の出席を得て開催されました。

今年度の総代会は、4年ぶりに通常開催で実施することができ、出席率は58%となりました。

三森代表理事組合長挨拶の後、議長に那須地区の渡邊登志雄氏を選任し、令和5年度事業報告と令和6年度事業計画等、全10議案が審議され原案通り承認されました。

ご協力を頂きました組合員の皆様に、改めて御礼申し上げます。

## 第39回通常総代会開催 ～提出議案承認決定～

那須町森林組合第39回通常総代会が開催されました。令和5年度の事業総収益は881,583千円、総費用は699,113千円で総利益は182,470千円と計画を達成することができ、計画対比165%と実績を伸ばしました。本総代会に上程された議案は下記のとおりです。

### 提出議案

- 第1号議案** 令和5年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表の承認について
- 第2号議案** 令和6年度事業計画の設定について
- 第3号議案** 令和6年度役員報酬の決定について
- (1) 理事の報酬年額を685万円以内とし、各理事の額は理事会に一任する。
  - (2) 監事の報酬年額を70万円以内とし、各監事の額は監事の協議とする。
- 第4号議案** 令和6年度賦課金について  
令和6年度は賦課金を徴収しないと決定したい。
- 第5号議案** 1 組合員に対する貸付金額の最高限度の決定について  
1 組合員に対する貸付金額の最高限度額を100万円と決定したい。
- 第6号議案** 令和6年度内における借入金の最高限度の決定について  
借入金の最高限度額を6,000万円と決定したい。
- 第7号議案** 1 組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度及び令和6年度内における債務保証の最高限度の決定について  
1 組合員に対する債務保証の最高限度額を50万円とし、令和6年度内における債務保証の最高限度額を500万円と決定したい。
- 第8号議案** 余裕金の預入れ先の決定について  
那須野農業協同組合、株式会社足利銀行、那須信用組合、大田原信用金庫、ゆうちょ銀行に決定したい。
- 第9号議案** 森林保険への加入促進について
- (1) 森林整備（造林）補助事業及び各種事業を実施した林分については森林保険に加入する。
  - (2) 満期到来契約の林分については、継続加入率向上を図る。
- 第10号議案** 「Jforest那須町森林組合ビジョン2030」及び中期経営計画の取り組みについて

## I 貸借対照表

令和5年12月31日現在 (単位:円)

資産の部	金額
(流動資産)	
現金・預金	363,328,552
売掛金・未収金	242,652,616
短期貸付金	6,370,000
貸倒引当金	△ 1,524,017
棚卸資産・林産勘定	68,487,974
林産立替金・一般立替金	1,640,164
差入保証金	550,000
仮払金	13,622,654
未収消費税	7,940,400
流動資産合計	703,068,343
(固定資産)	
有形固定資産	41,327,273
無形固定資産	231,160
外部出資金	13,000,000
その他固定資産	21,086,790
固定資産合計	75,645,223
資産合計	778,713,566

負債・純資産の部	金額
(流動負債)	
買掛金	345,979
未払金	44,845,566
前受金・預り金	233,913,444
その他流動負債	23,489,475
流動負債合計	302,594,464
(固定負債)	
退職給与引当金	36,201,926
役員退職慰労引当金	5,012,000
固定負債合計	41,213,926
出資金	41,140,000
法定準備金	82,280,000
積立金	240,548,683
当期剰余金	56,368,177
前期繰越剰余金	10,000,000
資本準備金	4,568,316
純資産合計	434,905,176
負債・純資産合計	778,713,566

## II 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
I 事業総損益		
1. 事業収益	881,582,981	
2. 事業費用	699,112,762	
事業総利益		182,470,219
II 事業管理費		
1. 人件費	80,389,938	
2. 旅費交通費	976,406	
3. 事務費	2,972,056	
4. 業務費	2,220,013	
5. 諸税負担金	3,029,597	
6. 施設費	17,190,348	
7. 雑費	644,845	
事業管理費計		107,423,203
事業利益		75,047,016
III 経常損益		
1. 事業外収益	218,398	
2. 事業外費用	0	
事業外損益		218,398
経常利益		75,265,414
IV 特別損益		
1. 特別利益	102,763	
2. 特別損失	0	
特別損益		102,763
税引前当期純利益		75,368,177
法人税・住民税額		19,000,000
当期剰余金		56,368,177
前期繰越剰余金		10,000,000
当期末処分剰余金		66,368,177

## III 剰余金処分額

(単位:円)

区分	金額
1. 当期末処分剰余金	
① 当期剰余金	56,368,177
② 前期繰越剰余金	10,000,000
合計	66,368,177
2. 剰余金処分額	
① 法定準備金	0
② 任意積立金	46,368,177
③ 林業機械積立金	0
④ 777777購入積立金	0
合計	46,368,177
3. 次期繰越剰余金	20,000,000

## 総代会表彰者

造林事業協力者  
33株共有代表 三森大輔様

林産事業協力者  
渡邊登志雄様

永年勤続 (職員)  
岩瀬孝史様 (10年勤続)

永年勤続 (技能職員)  
生田目 伸一様 (30年勤続)  
高 秀 利 昭様 (20年勤続)  
大 畑 泰 志様 (20年勤続)  
高 久 俊 和様 (20年勤続)  
野 村 敬 幸様 (20年勤続)

受賞された皆様、誠におめでとうございます。



## お知らせ 令和6年度 賦課金徴収について

今年3月に開催された総代会において、昨年に引き続き令和6年度の賦課金は徴収しない事と決定致しました。

今年度も、参与員による徴収や賦課金納付書の送付等はありませんので、よろしくお願い致します。

次年度以降の賦課金に関しましては、改めてご周知いたしますので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

### 令和6年春の大田原木材共販所市況

4月4日（木）の大田原木材共販所の市況についてお知らせ致します。総出荷量は2,518<sup>m</sup>となりました。ご協力を頂きました組合員の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年4月4日

樹種	長 級	径 級	平均価格	前回市比
杉	3.00m	11~28cm	10,390	1,240
		16~28cm	14,950	▲ 580
	3.65m	22~28cm	12,000	—
		30cm~	—	—
	4.00m	11~14cm	12,960	960
		16~20cm	12,500	—
		22~28cm	16,290	130
		30cm~	16,830	850
	5.00m	30cm~	—	—

樹種	長 級	径 級	平均価格	前回市比
桧	3.00m	11~14cm	11,280	110
		16~28cm	17,310	350
		元玉	17,380	▲ 3,120
	4.00m	11~14cm	21,870	820
		16~20cm	21,600	660
		22~28cm	22,490	130
		元玉	21,330	▲ 5,030
	5.00m	元玉	—	—

出荷量：2,518<sup>m</sup> 平均単価：14,762円

### 相続登記の申請が義務化されます！

#### ◎所有されている森林の土地の相続登記はお済ですか？

令和6年4月から相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。

※法施行より前に相続したのも、義務化の対象となります。

#### ●相続登記については、どこに相談すればよいか？

➔ お近くの法務局や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

#### ●自分の森林がどこにあるか分からない場合はどうしたらよいか？

➔ 那須町役場農林振興課または県北環境森林事務所にご相談ください。

#### ●森林をどのように管理したらよいかわからないときはどうしたらよいか？

➔ 県北環境森林事務所はまた那須町森林組合へお問い合わせください。



# 森林保険のご案内

山火事、自然災害への備えはできていますか？

## 保険金のお支払いの対象となる災害

<p><b>火災</b> 山火事を受けた損害</p>	<p><b>風害</b> 暴風による幹折れ、根倒りなどの損害</p>	<p><b>水害</b> 豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害</p>	<p><b>雪害</b> 豪雪・積雪による幹折れ、根倒りなどの損害</p>	<p><b>干害</b> 乾燥による枯死などの損害</p>	<p><b>凍害</b> 凍結、寒風などによる枯死などの損害</p>	<p><b>潮害</b> 暴風、潮水浸水などによる枯死などの損害</p>	<p><b>噴火災</b> 火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根倒りなどの損害</p>
--------------------------------	--	--	---	-----------------------------------	--	--	---

## 森林保険のQ&A

### 加入できる森林は？

人工林が対象となります。天然林でも、間伐等の人手が加えられた森林（育成林）は対象となります。造成した森林が針葉樹が広葉樹かは問いません。

### 誰でも申し込めますか？

個人、法人を問わずどなたでもお申込みでき、保険契約者になることができます。例えば、市町村長や森林組合長などが森林所有者に代わって申し込むことができます。

### 保険金の受取人は誰ですか？

森林の所有者です。  
※森林経営管理制度で森林所有者から森林の経営管理を委託されている場合は、自治体や事業体が保険契約者となり、森林所有者に代わって保険金を受領することもできます。

### 保険料はいくらですか？

森林の所在する都道府県・樹種・林齢・面積と、ご希望の付保率を基にその森林の保険金額を決定し、それに保険料率をかけて保険料を決定します。



### 保険料の割引はありますか？

①長期割引 ②継続割引 ③花粉症対策苗木割引 があります。

<p><b>①長期割引</b> (2年目9.5%割引、3年目以降13.5%割引) 複数年分の契約で、保険料をまとめて払う場合に2年目以降の保険料を自動的に割引します。</p>	<p><b>②継続割引</b> (1年目3%割引) 現在のご契約と同じ内容で契約を継続される場合の割引です。複数年契約の分割払い2回目以降の場合も適用されます。</p>	<p><b>③花粉症対策苗木割引</b> (1年目3%割引) 花粉症対策苗木を植栽後2年以内に初めてご契約される際の割引です。 ※花粉症対策苗木の植栽を証明する書類が必要です。なお、3年以上前に植栽した森林や植栽区域0.01ha未満の場合は対象外となります。</p>
---	--	---

## ご契約のモデルケース (地域区分<sup>※1</sup>Bクラスの場合)

ご希望に沿った内容でご契約いただけます。

**事例1**

樹種	スギ
契約時林齢	1年生
面積	1ha
保険期間	5年間

付保率 100%

植栽後の干害や凍害、火災に備えて

**事例2**

樹種	ヒノキ
契約時林齢	35年生
面積	1ha
保険期間	5年間

付保率 50%

間伐直後の雷害や風害に備えて

林齢	保険金額	保険料	
		毎年の分割払い (標準額引適用)	5年分の一括払い (高標準額引適用)
1年生	101万円	3,999円	25,324円
2年生	119万円	4,569円	
3年生	144万円	5,529円	
4年生	166万円	6,374円	
5年生	188万円	7,219円	
総額保険料		27,690円	25,324円

林齢	保険金額	保険料	
		毎年の分割払い (標準額引適用)	5年分の一括払い (高標準額引適用)
35年生	159万円	4,976円	23,773円
36年生	171.5万円	5,213円	
37年生	171.5万円	5,213円	
38年生	171.5万円	5,213円	
39年生	171.5万円	5,213円	
総額保険料		25,828円	

付保率は、標準金額<sup>※2</sup>に対する保険金額の割合(カバー割合)で、お客様ご希望の付保率によりご加入いただけます。例えば、付保率を50%として標準金額に対する保険金額を50%にした場合、保険料も50%となります。

- ・保険料は森林の所在する地域や払込方法(一括、分割)によって変わります。
- ・お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって変わります。
- ・社営林(スギ60年生以上、ヒノキ65年生以上、広葉樹35年生以上など)では、木材の市場価格の動向で保険金額が変動します。

※1 地域区分……… 保険事故発生危険度の地域による相違により、保険料率の適用地域区分をA・B・Cに区分しています。  
 ※2 標準金額……… 個々の契約ごとに保険の目的の樹種、林齢、面積、立木度に応じて保険金額の標準<sup>※3</sup>により算出するもので、保険金額の上限となります。  
 ※3 保険金額の標準……… あらかじめ(国研)森林研究・整備機構が樹種・林齢別に1ha当たりの標準的な森林の価額を定めたものです。ただし、契約対象となる個別の森林毎に評価することも可能です。



# 新入技能職員紹介



技能職員 造林班  
深山雄太



技能職員 造林班  
森 俊介



技能職員 造林班  
大澤泰佑



技能職員 造林班  
杉原広大

## 組合員名義変更届けのお願い

相続・贈与・経営移譲等により住所や名義が変更になった場合は、所定の手続きが必要となりますのでご連絡をお願い致します。届出用紙は組合事務所にごございますので、詳しくはお問合せ下さい。

電話番号: **0287-75-0034** 営業時間: **午前8時30分～午後5時30分**  
(月曜日～金曜日)

## 山林に関するお困りごととはございませんか？

**那須町森林組合では、山林に関する相談をお受けしております。**

- ◎相続後、一度も所有林のお手入れをしたことがないが、どうしたらよいかわからない
- ◎面積の小さい山林はどのように管理したらよいかわからない
- ◎敷地内の危険な樹木を処理するにはどうしたらよいか？
- ◎立木を売りたい場合はどうしたらよいか？
- ◎山林売買に関する相談は、どこにしたらよいだろうか？
- ◎上記以外の山林に関するトラブル等

那須町森林組合では、組合員の皆様からのご相談があれば、様々なアドバイスを致します。山林に関するご相談があれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。